

旧宗教法人からの権利義務の承継証明について

※ この資料は、昭和26年4月3日以降に「はじめて」設立された宗教法人には関係ありません。

(1) 証明の趣旨

昭和26年4月3日に宗教法人法が施行され、それまでの宗教法人令による宗教法人（以下「旧宗教法人」といいます。）が所定の手続を行った場合には、宗教法人法による宗教法人（以下「新宗教法人」といいます。）となりました。

その折、旧宗教法人の権利義務も、新宗教法人に承継することとなりましたが、一部の不動産については、承継登記がなされず、放置されているものがあります。

このままでは、適切な財産管理がされている状態とは言えませんし、第三者に対して所有権を主張することができない、土地の取引ができなくなる場合がある、などが生ずることもあり得ます。

そこで、宮崎県では、各宗教法人からの申請に基づき、審査の上、この「権利義務に係る承継証明」を行っています。

(2) 承継登記もれの見つけ方の参考

当該宗教法人が所有している不動産の登記簿謄本等を見ることで承継登記もれがわかると思われます（次の場合には承継登記もれです。）。

- ア 不動産登記簿謄本の権利部（甲区及び乙区）の原因日付が、昭和26年4月3日よりも前の場合
- イ アが昭和26年4月3日以降であっても、新宗教法人設立の日（法人の登記簿謄本に記載されています。）よりも古い日付である場合
- ※ 不動産登記簿謄本上の所有者が、新宗教法人と同一、旧宗教法人名、又は旧宗教法人の前身の団体（例：村社△△神社等）であることが必要です。
- ※ 登記簿謄本で下線が引いてある箇所は抹消事項ですので、下線のない所有者名や日付を見てください。

(3) 証明の要件

特に、要件はありません。

但し、旧宗教法人の前身の団体（例：村社△△神社等）が所有者となっている不動産については、古文書などにより、名称、所在地、祭神、由緒等の同一性や近似性、同一地域内の同様名称の社寺の存在を調査し、総合的に判断しますので、証明ができないこともあり得ます。

(4) 証明のための申請書及び提出書類

3～4ページを御参照ください。

但し、3ページの下部に記載している「証明文」は一例です。当該不動産の当初の取得時期、旧宗教法人の設立時期などの条件により、証明文内の法令名などが異なりますので、事前に御相談ください。

なお、令和2年度の場合、証明1件につき400円分の「宮崎県収入証紙」が必要です。

(5) 留意点

- ・ 県知事の「承継証明書」がなくても承継による所有権移転登記が行える場合があります。
承継登記もれを見つけた場合、まず最初に管轄の法務局に相談する方がよいと思われる。
- ・ 通常、証明までには2週間前後を要していますが、旧宗教法人の前身の団体（例：村社△△神社等）が所有者となっている不動産に係る承継証明については、古文書などを調査する関係で、1ヶ月以上の審査（調査）期間を要することもあります。

令和 年 月 日

宗 教 法 人 承 継 証 明 願

宮崎県知事

殿

所在地

宗教法人名 「 _____ 」

代表役員名

令和6年12月1日以降に提出する場合は押印不要です。↑

1 旧宗教法人

名 称 _____

所 在 _____

2 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の規定による宗教法人

名 称 _____

所 在 _____

証明文の一例です。
これとは異なる場合がありますので、事前に御相談ください。

↓

上記1の旧宗教法人は、旧宗教法人令附則（昭和20年12月28日勅令第719号）第2項の宗教法人となり、のちに宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）の施行により、同法附則第18項の規定に基づき、上記2の宗教法人にその権利義務が承継されていることを証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

宮崎県知事

◎ 証明を必要とする事由

◎ 提出する関係書類

- (1) 取得事由書（本様式）
 - (2) 宗教法人承継証明願（様式は別添のとおり）
 - ・ 2部提出してください。（県保管用と交付用）
 - (3) 宗教法人登記事項証明書（原本、発行後3ヶ月以内のもの）
 - ・ 旧法人の閉鎖登記簿謄本を提出いただく場合もあります。
 - (4) 宮崎県収入証紙（証明1件につき400円）
 - ・ 書類に貼らずに、袋などに入れて提出してください。
 - ・ 県庁本館、県の総合庁舎等に売りさばき所（販売所）があります。
 - ・ 「印紙」と間違わないように御注意ください。
- 【不動産の承継に係る場合は（5）、（6）を添付】
- (5) 承継する不動産の登記事項証明書（原本、発行後3ヶ月以内のもの）、
または承継する必要のある権利義務を客観的に示す書類
 - ・ 当該不動産の閉鎖登記簿謄本を提出いただく場合もあります。
 - (6) 承継する権利義務に係る不動産の所在がわかる図面（字図、公図、地番が正確に表示されているゼンリン地図等）
 - (7) その他、審査の必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

◎ 提出先

宮崎県庁 総合政策部 みやざき文化振興課 直通電話：0985-26-7118
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 （県庁1号館4階）